

ハローワークとの連携について

平成26年8月21日(木)

厚生労働省職業安定局
派遣・有期労働対策部企画課
就労支援室

ハローワークには、大きく分けて、一般相談窓口と特別相談窓口がある。
対象者の状態に応じて使い分けることが必要。

自立相談支援窓口

(振り分け、スクリーニング、アセスメント)

自主的に求職活動を行うことが
可能な者

自主的に求職活動を行うことが
難しい者

必要に応じ、
各種支援サービスを提供

一般就労に向けた準備が
一定程度整った段階で

支援要請

ハローワーク

一般相談窓口

特別相談窓口 (予約制・担当者制)

(就職支援ナビゲーターによる個別支援)